

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和4年10月6日（木）11:00～11:42
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 中川 雅之 日本大学経済学部教授
座長代理 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策
研究所所長・シニアパートナー弁護士

<関係省庁>

- 入江 晃史 総務省総合通信基盤局電波部移動通信課企画官

<提案者>

- 仲田 博 大阪府スマートシティ戦略部次長
宮田 昌 大阪府スマートシティ戦略部特区推進課長
森山 文子 大阪市デジタル統括室スマートシティ推進担当部長
梅田 昌彦 大阪市デジタル統括室スマートシティ推進担当課長
折原 真子 大阪市経済戦略局立地交流推進部長
上野 能宏 大阪市経済戦略局特区担当課長
岩本 典子 大阪都市計画局拠点開発室広域拠点開発課長
中村 光則 大阪府・大阪市連携事業者（阪神電気鉄道株式会社情報・
通信統括部課長）
川瀬 博基 大阪府・大阪市連携事業者（阪急阪神不動産株式会社うめ
きた事業部グループ長）
神林 祐一 大阪府・大阪市連携事業者（三菱地所株式会社関西支店う
めきた開発推進室副室長）

<事務局>

- 淡野 博久 内閣府地方創生推進事務局長
山根 英一郎 内閣府地方創生推進事務局次長
三浦 聡 内閣府地方創生推進事務局審議官
正田 聡 内閣府地方創生推進事務局参事官
菅原 晋也 内閣府地方創生推進事務局参事官
杉山 忠継 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 ローカル5Gの広域利用
 - 3 閉会
-

○正田参事官 それでは、国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたします。
本日の議題は「ローカル5Gの広域利用」ということで、総務省、大阪府・大阪市の皆様方にオンラインで御出席いただいております。

本日の資料は総務省、大阪府・大阪市それぞれから御提出いただいております、公開予定でございます。本日の議事についても公開予定です。

本日の進め方でございますが、まず、大阪府・大阪市から5分程度で御説明をいただき、次に、総務省から5分程度で御説明をいただいた上で、その後、委員の皆様方によります質疑、意見交換に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 本日は、お忙しい中御参加をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これから「ローカル5Gの広域利用」に関します国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングを始めたいと思います。

早速、大阪府・大阪市から御説明をお願いいたします。

○岩本課長 それでは、大阪都市計画局広域拠点開発課長の岩本より御説明させていただきます。

前回のヒアリングに引き続きまして、大阪府・大阪市のほか、うめきた2期開発事業者、総務省の検討体制に入っておられ今回の提案に当たって御協力をいただいております阪神電気鉄道株式会社に御参加いただいております。

本日は、9月27日の自治体ヒアリングでの御指摘、御助言を踏まえまして修正した内容を中心に御説明させていただきます。

まず、1ページから10ページまでは前回の資料から変更してございませんので、詳細の説明は省略させていただきます。

10ページは総務省の検討の方向性に対する事業者サイドから見た課題のまとめでございますが、一定の考え方をお示ししていただいているものの、自己土地利用と広域利用の双方から見て自由度が低いものになっているのではないかと考えておりました、よりよい共存策が必要と考えております。

それでは、提案内容について11ページを御覧ください。前回のヒアリング資料では、先行して広域利用が開始された場合、後発で自己土地利用が出てきた場合は周波数帯域幅を削減して対応するという提案をさせていただきましたが、そもそも周波数帯域幅を初めから分割したほうが分かりやすい仕組みになるのではないかと御意見をいただいたところです。このため、本日の資料では前回提案をパターン1、新たに当初から周波数帯を分

ける案をパターン2として追加するとともに、両パターンについて、先行、後発の事業者が出てくる流れをフロー図で再整理しております。

まず、前回提案したパターン1ですが、広域利用事業者が先行で事業を開始するパターン1-1では後発で自己土地利用者が現れると、電波エリアが重なる部分では広域側が50MHz幅に縮減することとなります。この案については、自己土地優先が担保されるものの、当初が100MHzでの運用となり、後発の利用者が現れたときの調整が難航する可能性があることや、右側にお示ししておりますパターン1-2のように、自己土地利用が先行する場合においては、電波エリアが重なりますと後発の広域側の事業実施が困難となることなどが課題として想定されます。

次に、前回の御意見を踏まえて初めから帯域幅を自己と広域で50MHzずつに分けるパターン2の案について、12ページを御覧ください。この場合、基本割当てを双方50MHzとした上で、自己と広域の干渉調整が不要な場合は、先行する広域として本来は自己に割り当てられるプラス50MHzの運用を可能とすることで、実質的には100MHzでの運用もできる形にし、後発の自己土地利用により調整が必要となる場合は、基本割当ての50MHzに戻るルールとするものです。この案については、広域、自己での調整は容易になるものの、ローカル5Gは自己土地利用が優先という基本原則に対しまして、自己土地と広域が対等に基本割当てを受ける形になりますため、こういった新しい解釈が可能かどうかという点について整理が必要と考えております。

今回2案をお示ししておりますが、どちらの案とも自己、広域とも自由度の高いサービスの構築が可能となり、かつ再免許時のハードルを低くすることにも寄与するものになるのではないかと考えてございます。

その他、13ページ、14ページにつきましては、前回下りのユースケースのみをお示ししておりましたので、上りのユースケースを追加しております。周波数帯を分けたとしても、上り下りともサービスへの影響はないことをお示したものでございます。

また、15ページにつきましては、前回御指摘のありました後発の自己土地利用者の選択肢について、参考として資料に追加してございます。

大阪府・大阪市からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

続きまして、総務省から御説明をお願いいたします。

○入江企画官 総務省の入江と申します。よろしく申し上げます。

総務省の資料といたしましては、参考資料を御用意させていただきました。既に大阪府・大阪市の説明がローカル5Gの基本的な知識を前提とした資料となっておりますので、あくまでも参考資料ということで、私からは数点申し上げたいと思っております。

まず、総務省のスタンスですけれども、総務省としてはローカル5Gの更なる普及に向けて、一步一步着実に前進していきたいと思っております。総務省というよりは情報通信審議会の下にあるローカル5G検討作業班というところで、今まさに先ほどの大阪府・大阪市の

プレゼンテーションにもありましたけれども、いわゆる広域利用者と自己土地所有者との間のよりよい共存の在り方については御議論いただいております、事務局としては、10月中に検討作業班が改めて開催されまして、第18回で議論されたものを精緻化していくというスケジュールが予定されております。

そういうことですので、今の時点で取りまとめの方向性をここで申し上げることはできない状況ですけれども、1点、広域利用者と自己土地所有者のバランスという話があったのですが、まずはローカル5Gの定義から御認識いただいたほうが議論しやすいのかと思っております、改めて申し上げますと、ローカル5Gは、地域の企業や自治体などの様々な主体が、自らの建物や敷地内、自分の土地でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムということで、ほかの全国のMNOとは違うシステムとなっております。ですから、自己土地が原則などプレゼンテーション資料にもございましたけれども、そういった議論があります。我々としても広域利用を優先したい者と自己土地利用を優先したい者の両方のニーズがあるというのは認識しております、バランスが重要だと思っております。現在、検討作業班で議論中だと申し上げましたけれども、構成員の間でも広域利用と自己土地所有者の自己土地利用のいずれが優先されるのかというのは、まさに議論が二分されているところがあります。ちなみに、前回の作業班においては、広域利用という広域の範囲が不明確ではないかという発言も構成員からありまして、次回会合では広域利用の論点についてはどのような明確化があり得るかということも含めて、今後の作業班で議論がされていく見込みでございます。

事務局としては、10月中になるべく早く、このローカル5Gを普及させることは総務省としても第一の目標でございますので、なるべく前倒し、もう既に議論は前倒ししているのですけれども、取りまとめについてもできるところから前倒しでやっていきたいと思っておりますので、なるべく早めに検討作業班を開催して、できるところ、バランスが取れるところから取りまとめをお願いしていきたいと思っております。ですから、年度内には結論を得て制度化につなげていきたいと思っております。

私の説明は以上です。参考資料は後ほど議論になったときに適宜もし必要であればお話をしていきたいと思っておりますので、総務省からの説明はここで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中川座長 ありがとうございます。

今の審議会でも御議論いただいております10月中に結論が出るのでということでしたけれども、その議論の中では大阪府・大阪市の提案を御議論いただいていると思っております。よろしいのでしょうか。

○入江企画官 大阪府・大阪市の具体的な御提案、うめきたの話は検討作業班の間ではその案件自体が説明されておりませんので、議論の直接の対象にはなっていないのですが、まさに広域利用の在り方については議論されていますので、少なからず大阪府・大阪市の取組に影響する議論が行われていると認識してございます。

○中川座長 そういった全国の制度に関する作業状況は見なければならぬのでしょうか、大阪府・大阪市から特区としての御提案をいただいている、ワーキングの委員としては非常に合理的な提案をいただいているのではないかと考えているので、総務省がおっしゃるとおり全国の状況も見なければなりませんけれども、特区は特区で議論を並行して進めさせていただければと思っています。

そういう意味において、広域利用が定義できないというお話がありましたが、大阪府・大阪市の定義はかなり具体的でありまして、まさにうめきたのところでこのような部分でやりたいということの空間的な広がりについてはかなり限定できるものだと思いますので、こういうことができるかできないかということについて、このワーキングでは議論を進めさせていただきたいと思います。

そういうつもりで委員の先生方の意見をお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

落合委員、お願いします。

○落合委員 御説明をありがとうございます。

今回、大阪府・大阪府で御提案を修正いただいたので、前回の議論からさらに変更されているところはあるとは思いますが、全体として大阪府・大阪市でも5年間の区切りで終わってしまう部分が、広域利用をする場合に十分に投資ができないのではないかという問題意識を持たれているのではないかと考えております。そうすると、安定的に利用できるような方策をどうにか探っていけないかということについて、前回大阪府・大阪市をお呼びした際にも色々議論させていただきました。大阪府・大阪市でもさらに修正して色々なオプションを考えていただいております。

どのオプションでなければならないということではなく、いくつか並列的に出してはいただいたのだと思います。前回の議論を聞いておきますと、自己土地利用者のことも気にしたほうがいいのか、ということで提案自体は整理をされていると思います。総務省の作業部会の議論の中でもどちらを優先すべきなのか意見が分かれているという御説明があったとは思いますが、私が前回のワーキングで広域利用者のほうをよくする提案であるとすれば、別の考え方もあるのではと聞いたところ、自己土地利用者も使ってもらえる状況、特に待たないで使ってもらえるような状況を確保することも重要ではないかというお話もいただいております。そういった元々の提案の御発想自体も広域利用者だけを優先する考えに基づくものではなく、どちらを優先するかという微妙な中で、一方で、広域利用を行う場合にしっかり投資回収や安定的なサービス提供をできるようにしたいと考えていただいていると思います。

作業部会で議論されている内容からすると、今回提案する具体的なフレームは新規のものかもしれませんが、もとにある価値観自体はそう離れたものではないように思います。帯域を50・50に分けた場合でも十分利用できる環境は整備できるのではないかについても、事業者の方から前回おっしゃっていただきましたので、具体的にどのオプションにするか

はともかく、分割して利用できるような形も是非御検討いただけないかと思いますが、いかがでしょうか。

○中川座長 総務省、いかがでしょうか。

○入江企画官 総務省の検討作業班の議論も関連するとは思いますが、周波数を分割するというのは実は伝送できるデータ量が、例えば100MHzで現在は割り当てられている帯域なのですけれども、それを50MHzにしてしまうと2分の1のデータ通信量になってしまいます。ですから、もし自分の土地で100MHzでやりたい、現在総務省としては100MHz幅でやってもいいよという割当てをしているのですけれども、その方がもしローカル5Gをしっかりと使いたいといった場合に、50MHzだとできなくなる可能性があります。我々として将来色々な創意工夫を求めていき、総務省として事前に全ての未来を予見しているわけではないということも踏まえながら、今回のローカル5Gの制度は2019年に制度整備されているところなのですけれども、分割してしまうと自分の土地でやりたいのに何で100MHz使えないのですかと言われてしまうのを危惧しています。

検討作業班は全国ということで中川座長におっしゃっていただいたのですけれども、私たちが資料を拝見させていただいたのですが、実際にうめきたのところの大部分は実質自己土地なのではないかと思っております。基本的には制度の今回の柔軟化によってうめきたのところでもできるような形になるのではないかと考えております。ですから、全国の議論というよりは、今回の作業班の制度柔軟化によって、このうめきたプロジェクトはカバーされ得るのではないかと考えています。作業班の結論はまだ途中段階なので、事務局としてこうなりますとはもちろん先の議論があるわけですから言えないのですけれども、全国の議論を見ていただくとより分かるのだろうとは正直な感想として思っております。

○落合委員 御説明をありがとうございます。

議論の中で50MHzにしてしまうと半分になるというのも認識はしております。一方で、ここは事業者側での御認識もあると思うので、大阪府・大阪市の事業者の方に、前回のワーキングで50MHzを確保できると、大体、現時点で想定されているユースケースには利用できるのではないかというお話もいただいたと思います。また、自己土地なのでうめきたの場合は既存の方針でも大丈夫ではないかというお話もあったので、その2点、事業者の方からお話いただくことは可能でしょうか。

○中川座長 お願いできますか。

○岩本課長 そうしましたら、本日御参加いただいている中村課長から、50MHzの部分について御意見をいただけますでしょうか。

○中村課長 阪神電鉄の中村と申します。

50MHzの話ですけれども、どういったところから入っていけばという話かと思うのですが、100MHzあればオーケーで50MHzでは足りないのだと、単純な中身を見ないでそういった議論に入っていくのは違うではないかと思うところがあります。ただ、今回大阪府・大阪府が提案されている内容を見ますと、50・50で分割はするけれども双方で干渉調整が取れるの

であればそれぞれ100 MHzに拡大をして使えるという点では、基本的には100MHzで調節がつかない場合に限って50・50、そうでなければ100 MHzを使えるという点では、総務省から話があったところを含めても、常に50でなければいけないという話ではないという点は少し考え方が違っているのではないかと思います。ですから、今回の提案で見れば、分けていても調整がつく限りは100・100で行きましょうということですから、その点は考慮するところがあるのではないかと思います。冒頭に話をさせていただきました100 MHzでなければダメとか、50 MHzだと足りないとか、そこは本来であれば中身あっての話ではないかと思えます。何か独り歩きをしているようなところが、私が実際にこうした委員会活動に2018年から関わらせていただいているところでは少し気になるところです。

余談ではありますが、例えば5Gでよく言われます最高速度10Gbps、動いた状態で10Gbps、そういった当初から5Gはすごいなと聞いてきている話があるかと思いますが、これは実はミリ波で28ギガ帯で400MHzの幅でといった条件を見たときにそうした10Gbpsというスピードが出ます。当然ですが、Sub6の100 MHzでそんなスピードは出ないのです。ですから、最高速度が本当に意味を持つのか、それとも具体的にそういうことに使われるユースケース、アプリケーションでもソリューションでもいいのですが、その利用状況をもって通信容量としてどう見るかが本当は大事な議論になるのではないかとと思うところがございます。参考になるかどうか分かりませんが、補足させていただければと思っております。

以上でございます。

○岩本課長 もう一点御質問でございました自己土地の範囲でできるのではないかという点につきまして、大阪府・大阪市から御説明させていただきます。資料16ページにローカル5G電波エリアのイメージ図を付けてございますけれども、現状うめきた2期の中でいつからこのローカル5Gを明確にやるのかというところは、事業性の検討も含めての判断になりますので正直に申し上げて決まっていない部分はあるのですが、少なくとも今の想定の中なかで、調整対象区域なりのイメージを入れていきますと、うめきた2期事業者の自己土地利用の範囲を超えて、この図で言いますと真ん中の緑であるエリアから超えて電波がはみ出す可能性があると思っております、周辺にもかなり大規模な自己土地のビジネスビルや商業施設等がございますので、ルールづくりがないと今後どういうサービスができるかの検討も難しいというところでございます。

私からは以上でございます。

○中川座長 分かりました。

では、総務省、お願いします。

○入江企画官 総務省です。ありがとうございます。

既に100MHz帯を使えるというのがローカル5Gの自己土地利用者に対してのベネフィットというか、そのような整理、割当てになっていきますので、100MHzを変えてしまうことになってしまうと規制強化になってしまう可能性があるというのが、私の個人的な懸念点では

ございます。

中村課長がおっしゃるとおりミリ波の可能性もございますので、先ほど大阪府・大阪市にお示しいただいたカバーは基本的にSub6だけで対応しているプランだと思うのですが、ミリ波はあまり飛ばない帯域ですので、ミリ波で全部カバーできるというわけではないのですが、ミリ波とSub6を組み合わせながら基地局の場所を考えると、うまく調整できるのではないかと考えているところでもあります。

基本的にローカル5Gは定義上、自己土地でローカル5Gを使いたいという人たちのための整理ですので、それは大前提だと思っております。ただし、電波は目に見えないものですので、はみ出しても構いませんというのが現行制度です。ただし、新しい人が自分の土地でやりたいといった人に対しては運用調整が必要ですが、基本的には自己土地利用を原則としながらも、ローカル5Gの周波数帯は、総務省の参考資料の2枚目に付けさせていただきますが、色々な組合せ、色々な可能性があると思っております。それを考えると、現行制度上でもうまく大阪府・大阪市がやりたいものは実現できるのではないかと考えているのが、私の資料を拝見した限りでの感想であります。

加えまして、ローカル5Gの検討作業班の結果が10月下旬、勝手に言うてはいけないと思うのですが、10月中に検討の取りまとめ案が、第18回に出た取りまとめ案はまだ精緻化されていないというか、あれが方向性として独り歩きというものでもないものですので、次の10月中に開催される検討作業班の方向性を見ていただいて御議論いただくと、今後の計画、プロジェクト、これからというお話でしたけれども、よりイメージしやすいのかと思った次第でございます。

○中川座長 落合委員、いかがでしょうか。

○落合委員 ありがとうございます。

御説明いただいて、確かに自己土地利用者との関係で規制強化になり得る部分もあるとは思っております。一方で、広域利用者が存在するユースケースがあり、それ自体も社会的に有用であると思っております。今回の事例などもまさしく、隣にもデパートだったり色々あるのかもしれませんが、いずれも有用なものであります。その中で自己土地利用者に対して配慮をする、考えることは特に変わらないとは思っております。

どちらかだけが一方的に規制すればよいという社会的関係よりかは、電波自体は有効な資源でありますし、先ほど中村課長からお話があったような、干渉しないでうまく調整できるような場合もあれば、それはそれでいいと思っております。そうではない場合にもお互いと言いますか、自己土地利用者の意思決定や一定の土地保有者という立場は尊重しつつ、一方で、広域利用のサービスも、投資や広域利用について自己土地利用にも増して必要になる部分もあると思っております。そういった中で広域側も投資もしっかり進められる、いずれも両立することが大事だと思います。

自己土地利用者に対して規制強化をする部分を避ければ、今度は広域利用者を希望する者に対して規制をするという関係はあるとは思っております。その中でできる限り大阪府・大阪

市でも前回の議論を踏まえてさらに提案を追加していただいたりするなど、特定の方法にこだわってというよりは、お互いに尊重しつつしっかり投資を生かせる形はどうつくれるのかという建設的な議論であると思っております。そこを作業部会でも御検討されている中に可能であれば考慮していただければと思いますし、もし難しい場合も、例えば特区の中で一部の地域だけで実験をやっていただくとか、何らか様な調整方法を社会的に実施してみて、その中で合理性を確かめていくこと自体も重要なものだと思いますので、そういう視点も含めて御検討いただけないかと思っております。

○中川座長 ほかの方々から発言を求める方、いらっしゃいますでしょうか。

落合委員からお話もありましたけれども、基本的に大阪府・大阪市で提出いただいた資料の11ページや12ページのような形で、自己土地所有者と広域のローカル5Gの利用者、事業者が共存できるような世界はあったほうがいいなと私どもは思っております。そういう認識は総務省も共通しているのではないかと考えています。

そういう中で、特区という場所を限って、こういう分割が予定されているような地区を特別に定めることもあるかもしれませんし、総務省から御説明がありましたように、全国の制度で御検討いただいている検討結果でこのケースについてはほぼ実現できるという結果になるかもしれませんので、その点につきましては、総務省の御検討はかなりスピードを持ってやっていただいているようでございますので、今日の議論を少し総務省の議論の中に反映していただくとともに、その10月の議論を踏まえて、再度大阪府・大阪市の御提案につきまして、全国の検討状況と照らし合わせながら議論させていただければと思っております。

基本的には落合委員がおっしゃったように、こういう自己土地利用者、それから広域事業者が共存できるような仕組みが、そういう世界が実現できることが私どもの基本的なスタンスでありまして、それにつきましてはおそらく総務省も前向きに御検討いただけたらと思っておりますし、大阪府・大阪市でもさらに今日示された懸念の部分である自己土地所有者の権利を阻害することにならないのかということについて検討の余地がないかを御検討いただければと思っております。

そのような形で進めていただければと思いますが、何かなければこれもちましてワーキンググループのヒアリングを終わらせていただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、本日はお忙しい中を皆様に御参集いただきまして、ありがとうございます。

これもちまして国家戦略特区のワーキンググループのヒアリングを終わりたいと思っております。どうもありがとうございます。